

さいたま市水道局施設修繕検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市水道局が発注する施設修繕（修繕工事及び単価契約に基づく修繕を除く。以下同じ。）の契約（以下「施設修繕契約」という。）の履行確認に関する検査について必要な事項を定めるものとする。

(施設修繕検査員)

第2条 検査を行うため、施設修繕検査員を置き、当該施設修繕を所管する課（以下「施設修繕所管課」という。）の課長又は当該課長が指定する所属の主査級以上の職にあるものをもって充てる。

(検査の種類)

第3条 施設修繕検査員の行う検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 施設修繕契約の全部の履行を確認するために行う検査
- (2) 中間検査 施設修繕契約の履行中において随時行う検査
- (3) 部分検査 施設修繕契約の一部が履行された場合で契約金額の一部を支払う必要があるとき又は契約を解除しようとするときに、当該履行部分を確認するために行う検査
- (4) 部分使用検査 施設修繕契約の一部が完了し部分使用をしようとするときに行う検査

(検査の実施)

第4条 施設修繕検査員は、検査を実施する場合には、履行場所において施設修繕契約の内容どおり適正に行われているかを契約書、設計図書その他の関係書類に基づき公正、かつ、的確に行わなければならない。ただし、契約金額が30万円未満の施設修繕契約のうち、軽易なもので、写真等により適正な検査を実施できるとして、あらかじめ仕様書で指定されたものは、履行場所における検査を省略できるものとする。

(立会い)

第5条 施設修繕検査員は、検査を実施するときは、受注者又はその代理人に立会わせなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

- 2 前項において、受注者又はその代理人がやむを得ない理由により立会いに応じられないと認められるときは、施設修繕検査員は立会いがないまま検査を行うことができる。

(検査の手続)

第6条 受注者は、第3条第1号又は第3号に該当する検査を受けようとする場合は、施設修繕完成通知書又は部分払検査請求書を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の届出があつた日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 管理者は、受注者に対し検査の結果を検査結果通知書（様式第6号）又は部分払検査結果通知書（様式第7号）により通知しなければならない。ただし、契約金額が30万円未満の施設修繕契約で、あらかじめ仕様書等で通知の省略を明示したものについては、この限りでない。

(写真、日誌等による検査)

第7条 施設修繕検査員は、検査を行おうとするものについて外部から確認できない部分がある場合、修繕契約の性質等によりその履行場所において確認できない部分がある場合で検査の実施について支障がないと認められるときは、写真、日誌その他契約の履行を確認し得ると認められる記録により、当該部分の検査を行うことができる。

(検査調書等)

第8条 施設修繕検査員は、施設修繕契約履行評定表(様式第3号)により検査を実施し、完了検査を終了したときは当該評定表に基づき施設修繕完了検査調書(様式第1号)を作成し、所管部長等に報告しなければならない。

2 施設修繕検査員は、施設修繕契約履行評定表により検査を実施し、部分検査又は部分使用検査を終了したときは当該評定表に基づき施設修繕部分検査調書(様式第2号)を作成し、所管部長等に報告しなければならない。

(不適正な履行状況であると評定した場合の措置)

第9条 施設修繕検査員は、検査の結果、不適正な履行状況であると評定した場合は、受注者に修補その他手直しの措置を命じなければならない。

2 施設修繕検査員は、手直しが必要な部分があると認めるときは、直ちに施設修繕手直し指示書(様式第4号)により命じなければならない。ただし、手直しが必要な部分で施設修繕検査員が軽易な手直しと認めたものについては、この限りでない。

3 施設修繕検査員は、前項の施設修繕手直し指示書を作成したときは、指示書の写しを前条の検査調書に添付しなければならない。この場合において、施設修繕所管課等は指示書の写しにより管財課に報告するものとする。

4 受注者は、手直しの措置を命じられた場合は、手直しを行い、施設修繕手直し完了届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、前項の届出があつたときは、速やかに手直しの状況を確認しなければならない。

(施設修繕契約履行評定表の作成等の省略)

第10条 契約金額が30万円未満の修繕契約については、施設修繕契約履行評定表の評定項目に基づき検査を実施し、施設修繕契約履行評定表の作成及び所管部長等への報告を省略することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市水道局施設修繕検査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する施設修繕契約について適用し、同日前に締結した施設修繕契約については、なお従前の例による。